

(案)

物件購入契約書

買受人 学校法人自治医科大学（以下「甲」という。）と売渡人 株式会社○○○○○（以下「乙」という。）とは、物件の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名 令和8年度パソコン・プリンタ調達
- (2) 数量 一式（別紙参照）
- (3) 購入代金 合 計 ￥
本 体 ￥
消費税 ￥
- (4) 納入期限 令和8年2月26日
- (5) 納入場所 学校法人 自治医科大学（栃木県下野市薬師寺3311-1）

（監督）

第2条 甲は、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

（納品）

第3条 乙は、頭書の物件を、頭書に示すところに従い、納品書を添えて納品しなければならない。
2 甲又は乙の都合により、契約物件を分割して納入する必要があるときは、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

（権利義務譲渡の禁止等）

第4条 乙はこの契約から生ずるいっさいの権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（契約変更）

第5条 甲は、必要がある場合には、約定した規格・数量・納入期日・納入場所・その他の契約内容を変更することができる。この場合において約定した契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議し、書面によりこれを定めるものとする。
2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害額を負担しなければならない。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

（危険負担）

第6条 契約金額は、契約履行完了に至るまでのいっさいの経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合は乙がこれを負担するものとする。

（物件の検査及び引渡し）

第7条 乙は、契約物件を完納したとき、又は第3条第2項による分割納入をしたときは、その旨を甲に通知しなければならない。
2 甲は、乙から物件の納入があったときは10日以内に検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。
3 乙は、検査の結果、不合格のものがあったときは、速やかにこれを引き取り、甲の指定する期日ま

でに完全なものを納入しなければならない。

(納入遅延による違約金)

第 8 条 乙は、物件の納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし天災、地変その他甲がやむを得ない理由によると認めたときはこの限りではない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数 1 日につき未納部分相当額の 1000 分の 2 とする。

(売買代金の支払期日及び遅延利息)

第 9 条 甲は、物件完納後、売買代金を乙からの支払請求書の提出があった月の翌月末日以内に乙に支払わなければならない。

2 甲は前項の支払いを遅延したときは、年 2.5%の割合で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、第 1 項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 12 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号のうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 号に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこ

の限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前 2 項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたとき。
- 2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 乙は、前 2 項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 14 条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(部分払)

第 15 条 甲は契約物件の完納前であっても第 3 条第 2 項の規定による分割納入があったものについて、乙から請求があったときは、契約単価に基づいて概納部分に対する金額を支払うことがある。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

(案)

第 16 条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物もしくは第 1 条の内容に適合しない物品を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができない。ただし、乙が、引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(契約の費用)

第 17 条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(雑則)

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 栃木県下野市薬師寺 3 3 1 1 - 1
学校法人 自治医科大学
理事長 安田 充 印

乙